

平成 23 年経営事項審査及び平成 24 年度

長崎県建設工事入札参加資格審査の注意点

平成 22 年 10 月に経営事項審査の審査基準が改正され、平成 23 年 4 月以降に経営事項審査を受ける場合は、新しい審査基準が適用されることになりました。(改正の内容等については、別添の「経営事項審査の改正について」のとおりです。)

これにより、平成 23 年 3 月までに経営事項審査を受ける場合は、これまでの旧審査基準(別添「平成 23 年経営規模等評価等申請要領」(冊子)のとおりです。)が適用され、平成 23 年 4 月以降に経営事項審査を受ける場合は、新審査基準が適用されることになります。

これらのことを踏まえ、平成 23 年 1 月～3 月までに経営事項審査を受けた平成 24 年度長崎県建設工事入札参加資格者については、評価基準を統一するため、平成 23 年 4 月から 7 月までの間に、必ず新審査基準による経営事項審査の再審査を受けていただくこととしております。

つきましては、平成 23 年 1 月～3 月に経営事項審査申請及び平成 24 年度長崎県建設工事入札参加資格申請を行う企業については、大変お手数をおかけいたしますが、その審査日に 4 月～7 月の間で、再審査申立ての手続きを行っていただきますよう、よろしくご協力ください。

また、平成 23 年 4 月以降の経営事項審査申請を行う企業については、平成 23 年経営規模等評価申請要領(冊子)と併せて同封の提示書類一覧(知事許可業者)・提出書類の記入例及び記入要領(※平成 23 年 4 月以降申請用)により申請を行っていただきますよう、よろしくご協力ください。

(裏面に「平成 23 年経営事項審査における審査基準についての概念図」)

平成23年経営事項審査における審査基準についての概念図

